

石西礁湖自然再生協議会

第11回 生活・利用に関する検討部会

日時 : 平成27年 1月13日(火) 13:30~14:30
場所 : 石垣港湾ターミナル 2階検査室(石垣市浜崎町3丁目4番地)

議 事 次 第

1. 開 会
2. 石垣港湾事務所長挨拶
3. 議 事
 - 3-1 部会の趣旨確認および第1回~10回部会の概要説明
 - 3-2 石西礁湖ルールマップについて
4. 報告事項
 - 4-1 石垣港湾事務所からの工事報告
5. その他
6. 閉 会

<配布資料>

- | | |
|------|----------------------------|
| 資料-1 | 第11回生活・利用に関する検討部会委員名簿及び配席図 |
| 資料-2 | 生活・利用に関する検討部会のイメージ |
| 資料-3 | 第1回~第10回 生活・利用に関する検討部会の概要 |
| 資料-4 | 石西礁湖ルールマップ |
| 資料-5 | 竹富南航路の工事状況 |
-
- | | |
|--------|----------------------|
| 参考資料-1 | 石西礁湖自然再生協議会 規約 |
| 参考資料-2 | 石西礁湖自然再生協議会 運営細則 |
| 参考資料-3 | 体制の強化(H23第15回協議会承認版) |

第11回 生活・利用に関する検討部会 出席者名簿

(順不同・敬称略)

	No	所属名	役職名	氏名	備考
個人	1	Sanufa	代表	大野 寿一	ご欠席
	2	沖縄県八重山農林水産振興センター 農林水産整備課	主幹	鹿熊 信一郎	ご欠席
	3	北九州市立大学 文学部人間関係学科	教授	竹川 大介	ご欠席

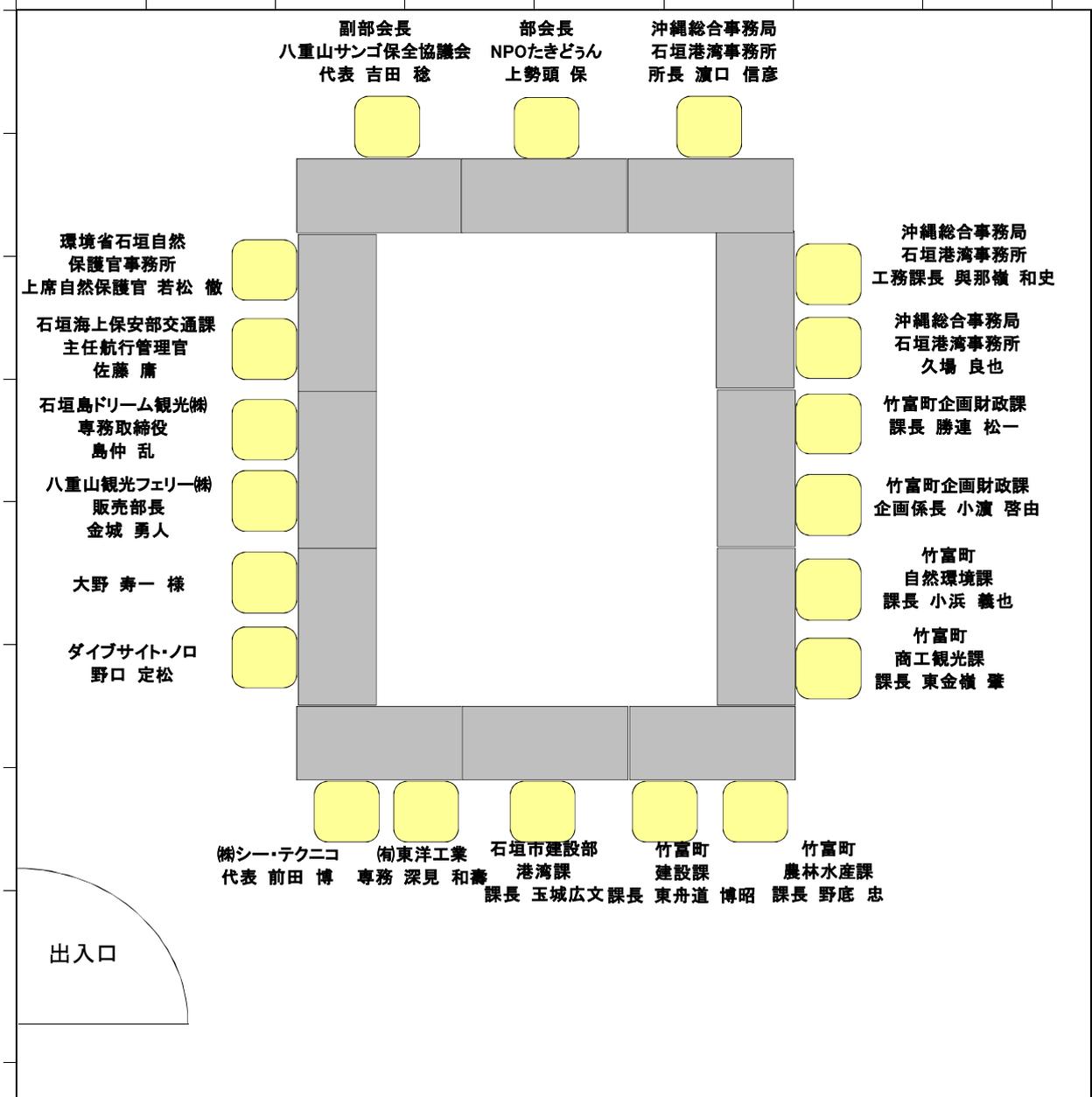
	No	所属名	役職名	氏名	備考
団体・法人	1	(有)安栄観光	運行管理者	平安名 浩利	ご欠席
	2	石垣島ドリーム観光(株)	専務取締役	島仲 乱	
	3	(株)シー・テクニコ	代表取締役	前田 博	
	4	ダイブサイト・ノロ	代表	野口 定松	ご欠席
	5	特定非営利活動法人 たきどうん	理事長	上勢頭 保	
	6	WWFサンゴ礁保護研究センター	センター長	上村 真仁	ご欠席
	7	(有)東洋工業	専務	深見 和壽	
	8	(株)はいむるぶし ホテル部	副部長	豊田 敏彦	ご欠席
	9	八重山観光フェリー(株)	販売部長	金城 勇人	
	10	八重山漁業協同組合	組合長	上原 亀一	ご欠席
	11	八重山サンゴ礁保全協議会	代表	吉田 稔	

	No	所属名	役職名	氏名	備考
地方公共団体	1	石垣市 観光スポーツ局 観光課文化課	課長	大嵩 久美子	ご欠席
	2	石垣市 建設部 港湾課	課長	玉城 広文	
	3	竹富町 自然環境課	課長	小浜 義也	
	4	竹富町 企画財政課	課長	勝連 松一	
	5	竹富町 企画財政課	係長	小濱 啓由	
	6	竹富町 商工観光課	課長	東金嶺 肇	
	7	竹富町 建設課	課長	東舟道 博昭	
	8	竹富町 農林水産課	課長	野底 忠	ご欠席

	No	所属名	役職名	氏名	備考
国の機関	1	石垣海上保安部 交通課	主任航行管理官	佐藤 庸	
	2	環境省 石垣自然保護官事務所	上席自然保護官	若松 徹	
	3	環境省 石垣自然保護官事務所	自然保護官	齋藤 倫実	ご欠席

	No	所属名	役職名	氏名	備考
事務局	1	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	所長	濱口 信彦	
	2	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	工務課長	與那嶺 和史	
	3	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	港湾保安調査官	久場 良也	

配席図



生活・利用に関する検討部会のイメージ

石西礁湖自然再生協議会 (H18. 2～)

事務局：環境省那覇自然環境事務所
沖縄総合事務局港湾計画課

報告

生活・利用に関する検討部会

事務局：竹富町
石垣環境自然保護官事務所
石垣港湾事務所

各 部 会 よ り 報 告

〔協議会から付託される
専門的事項について協議〕

(「生活・利用に関する検討部会」の概要)

- * 地域住民が生活を営む上で必要不可欠となる
「漁業」「観光」「海上交通」等について、
石西礁湖の自然再生との両立を図りつつ、
永続的に活用するためのあり方・ルールについて検討する。
- * 利用者の意見を十分に把握しつつ、意見の集約に努め、
部会での検討結果については協議会に報告する。
- * 検討部会については、協議会のメンバー有志によって
構成されるが、特に地域住民・地元関係者の積極的な
参画が重要と想定される。

第1回～第10回 生活・利用に関する検討部会の概要

1. これまでの検討部会の実施状況

生活・利用に関する検討部会では、これまでに10回の検討部会を開催し、石西礁湖における利用に関する課題の抽出を行い、その中で優先的な課題、特に重要な課題を抽出し取り纏めた。実施した10回の検討部会の実施概要を以下に示す。

平成19年8月21日 第1回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の検討手順、進行方法の確認
 - (2) 石西礁湖の利用状況の把握
 - (3) 石西礁湖での利用に関する課題の抽出（グループディスカッション）



平成19年12月6日 第2回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 第2回検討部会議事概要の確認
 - (2) 第2回検討部会における抽出課題の確認・追加
 - (3) 優先的な課題の抽出（グループディスカッション）



平成 20 年 3 月 11 日 第 3 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 前回議事の確認
 - (2) 前回における意見集約結果の確認
 - (3) 特に重要な課題の抽出（全体ディスカッション）

平成 20 年 10 月 15 日 第 4 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～3 回部会の概要について
 - (2) 船社へのヒアリング結果について（高速運航、夜間運航）
 - (3) 海域利用の先進事例について
（八重山漁協、慶良間海域、グレートバリアリーフ）



平成 21 年 3 月 23 日 第 5 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～4 回部会の概要説明
 - (2) 八重山サンゴ保全協議会による活動報告
 - (3) 竹富南航路整備に関する住民説明会の開催報告



平成 21 年 10 月 19 日 第 6 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 5 回部会の概要説明
 - (2) エコツーリズム推進法の概要説明
県内の環境保全等に関する規制等の事例等報告
 - (3) 竹富南航路整備に関する住民説明会の開催報告



平成 22 年 3 月 16 日 第 7 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 6 回部会の概要説明
 - (2) 海域の利用ルールについて
 - ①WWF サンゴ礁保護研究センターより白保の海でのルールについての説明
 - ②海域利用全般のルールについてのアンケート結果等



平成 22 年 12 月 15 日 第 8 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 7 回部会の概要説明
 - (2) 海域の利用ルールについて
 - ①海域利用全般のルールについて（本検討部会のまとめ）
 - ②安全確保のためのルールの検討状況（ルール化関係者協議会）
 - ③石垣港湾事務所からの航路計画検討状況の報告



平成 24 年 3 月 26 日 第 9 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 竹富南航路の整備に関する試験工事の状況について（港湾事務所）
 - (2) 竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議の状況について（同上）
 - (3) 係留ブイの調整状況について（環境省）
 - (4) 自然再生協議会の体制変更に伴い設置される海域WGについて
 - (5) 生活・利用部会の当面の取り組みについて（事務局）



平成 25 年 6 月 27 日 第 10 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】 (1) 石西礁湖ルールマップ（仮称）について
(2) 竹富南航路の工事報告



前回検討部会における概要

- (1) 石西礁湖ルールマップ（仮称）について
- ・マップの名称は、石西礁湖のネームを残して検討する。
 - ・見やすい範囲で、禁漁区・禁漁時期なども記載する。
 - ・マップは、一般の方に配布する。
 - ・情報を入れ過ぎても見ないと思うので、分かりやすくする必要がある。
- (2) 竹富南航路の工事報告
- ・今年度の工事予定やサンゴ移設後のモニタリング結果等を報告。

(参考) 今回の部会開催に当り、ルールマップ（案）について委員からご意見を頂いた。

(平成 26 年 11 月頃)

主な意見は以下のとおり

- ・地図の鮮明化
- ・地図全体のグリッド線の消去
- ・地図表記のオニヒトデ重点駆除海域の削除
- ・地図表記の簡易ブイ以外の本標識の明示

石西礁湖ルールマップ（今回提案）



凡例

- 港湾区域
- 竹富南航路
- 追い越し自粛区間
- 簡易ブイ
- 産卵保護区域(不定期)
- 産卵保護区域(4~6月[3ヵ月間])
- 保護水面(県の規則により対象生物の捕獲禁止)
- 現状の立標位置
- 西表石垣国立公園区域(海域)
- 海域公園地区
- 普通地域
- 自然環境保全地域



意見のまとめ

前回の部会での意見(H25年6月27日)	対応の可否
産卵保護区域の明示	○
保護水面の明示	○

今回の部会前の意見(H26年11月)	対応の可否
グリッド線を消去	○
オニヒトデ重点駆除海域の削除	○
地図の鮮明化	△
簡易ブイ以外の本標識の明示	○

※ ○=今回明記している
△=今後対応

石西礁湖ルールマップ



●今回提案（資料 - 3）との相違点

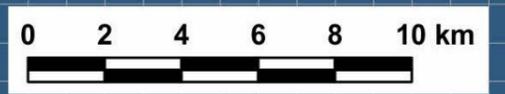
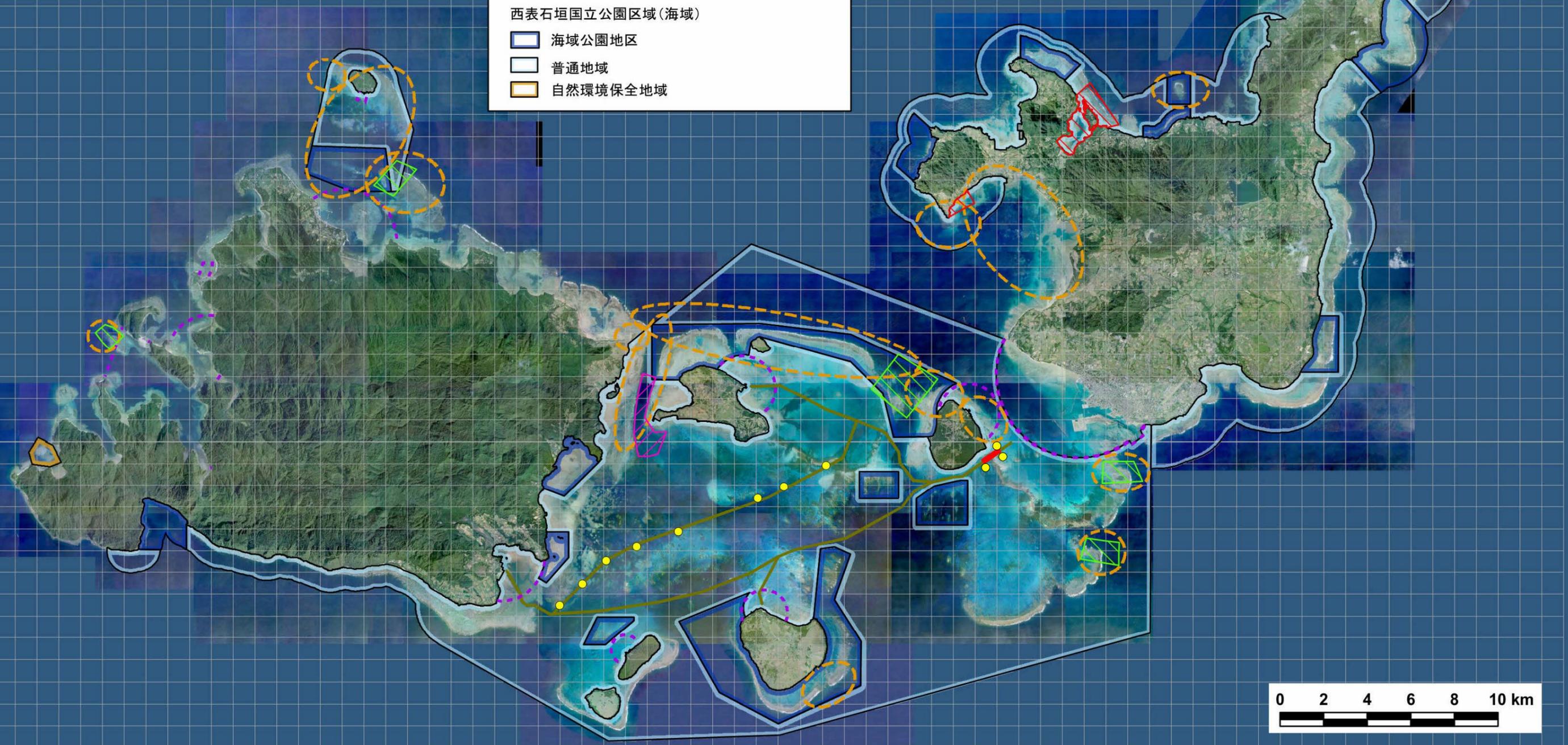
- ・オニヒトデ重点駆除海域の明示
- ・現状の本標識の削除
- ・グリッド線の明示

凡例

- H26年度オニヒトデ重点駆除海域
- 産卵保護区域（不定期）
- 港湾区域
- 竹富南航路
- 産卵保護区域（4～6月[3ヵ月]）
- 保護水面(県の規制により対象生物の捕獲禁止)
- 簡易ブイ設置地点
- 追い越し自粛区間

西表石垣国立公園区域(海域)

- 海域公園地区
- 普通地域
- 自然環境保全地域



第11回 生活・利用に関する検討部会

平成26年度 竹富南航路の工事状況

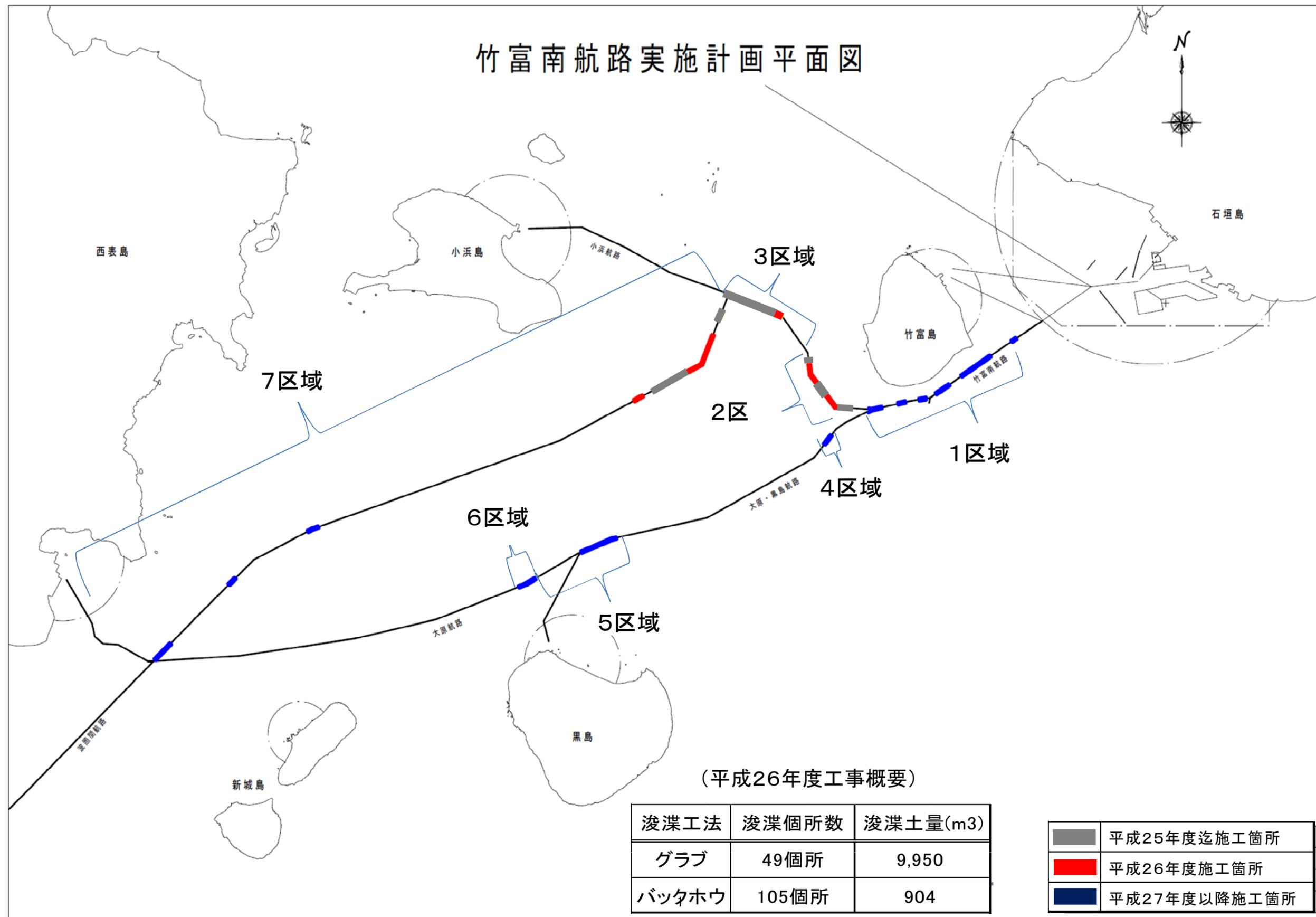
目 次

I. 平成26年度工事の状況	1
II. 工事区域のサンゴについて	5

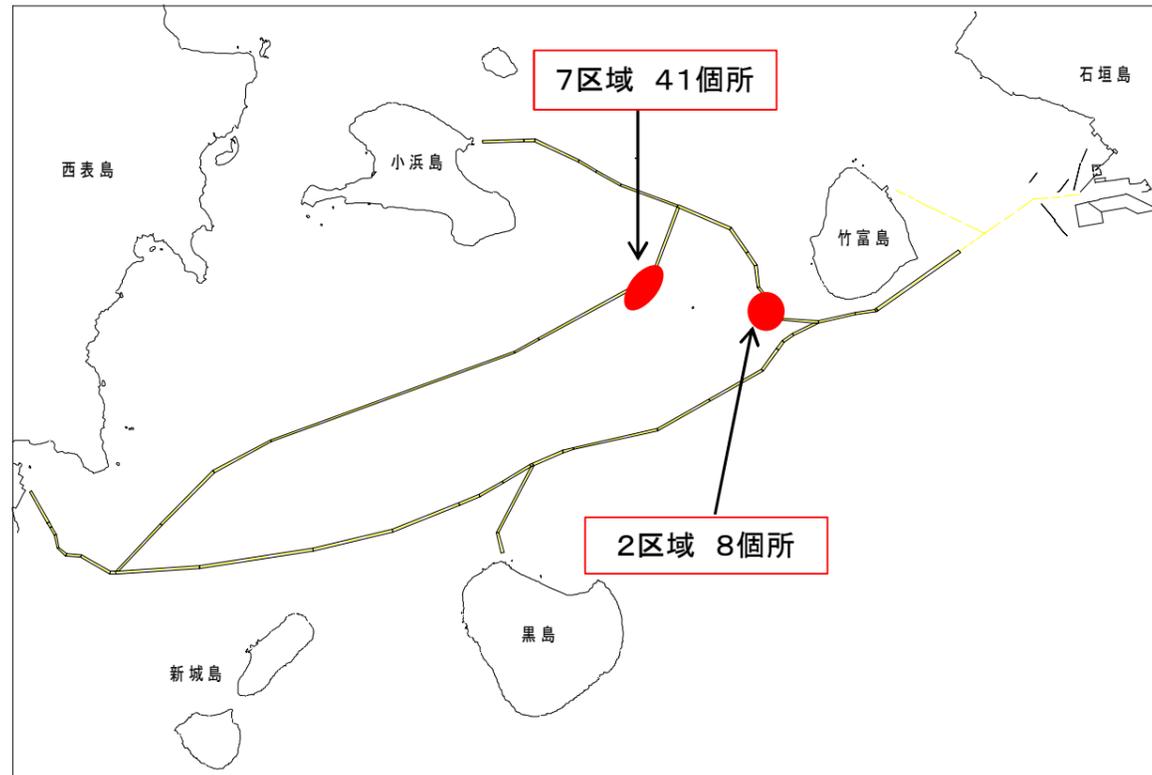
平成27年1月13日

I. 平成26年度工事の状況

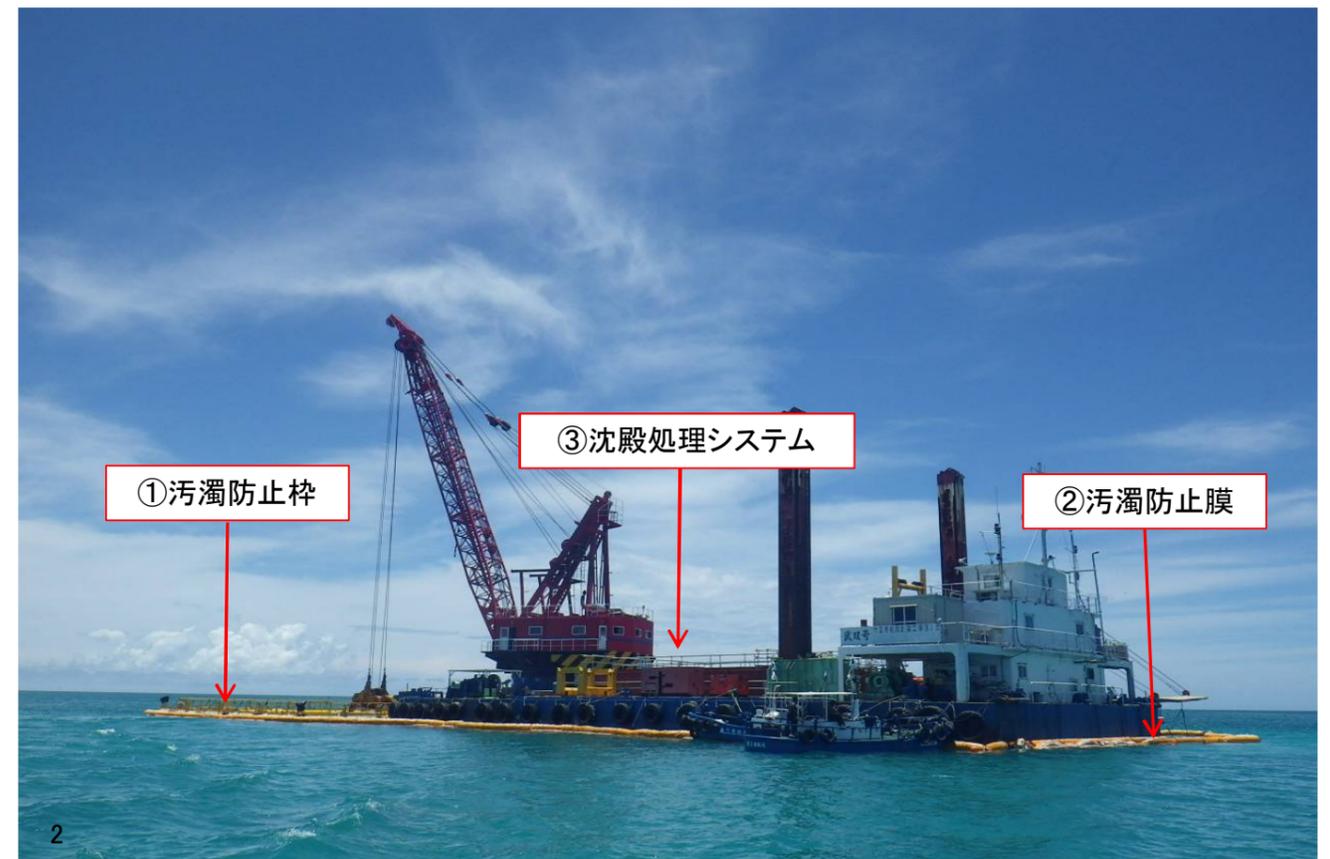
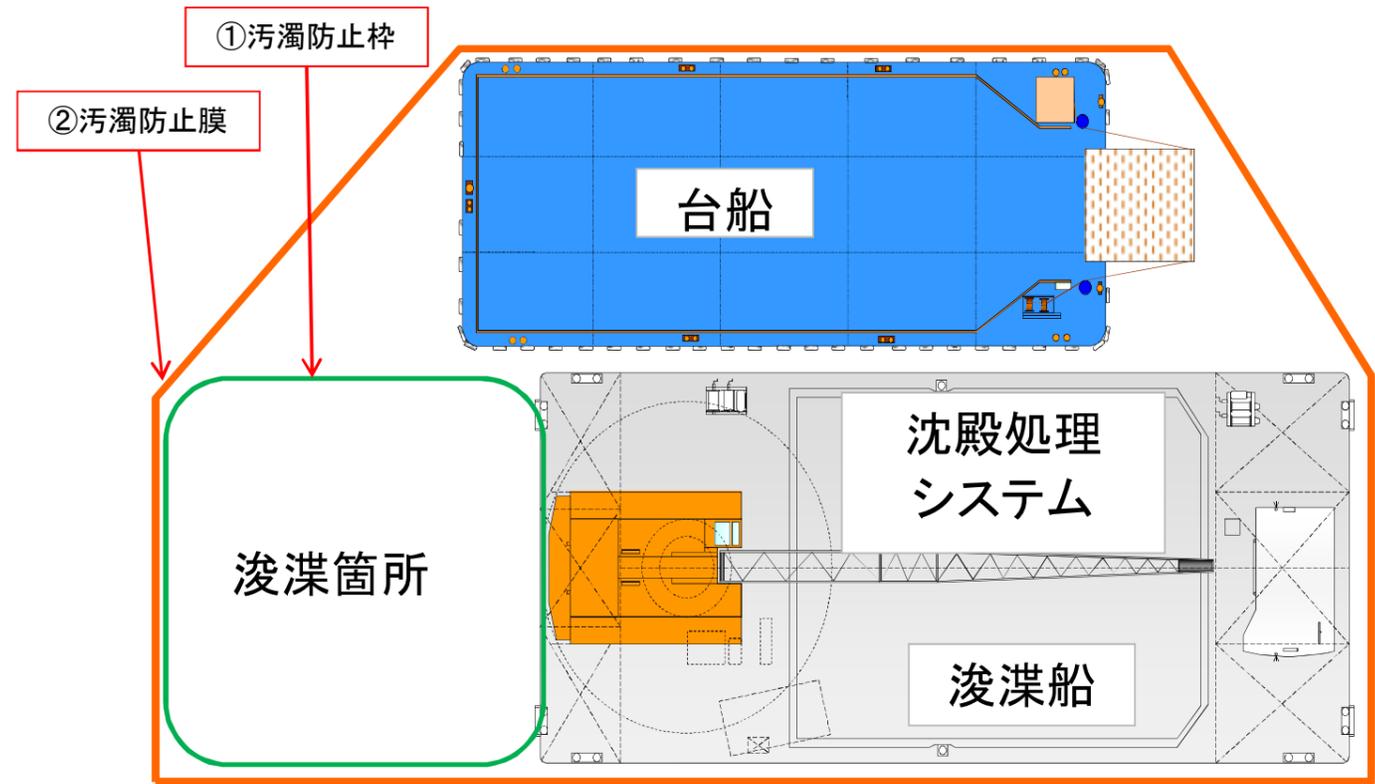
1. 浚渫工事



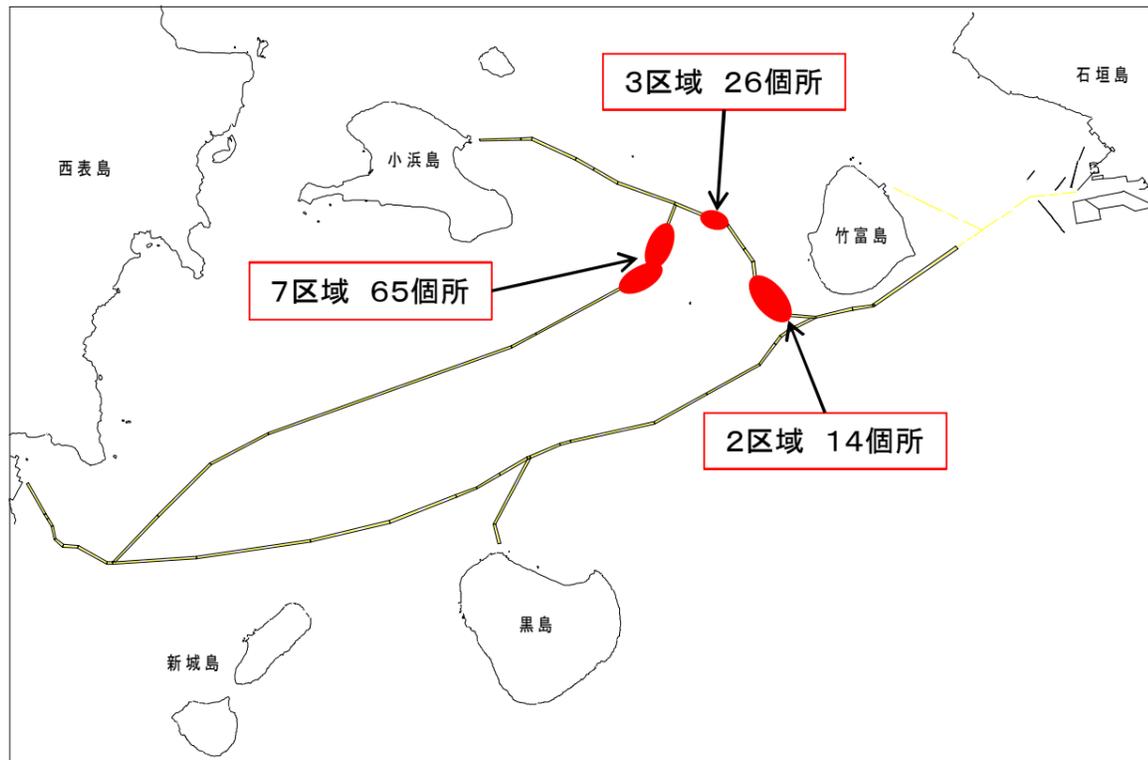
①平成26年度のグラブ浚渫(49箇所)



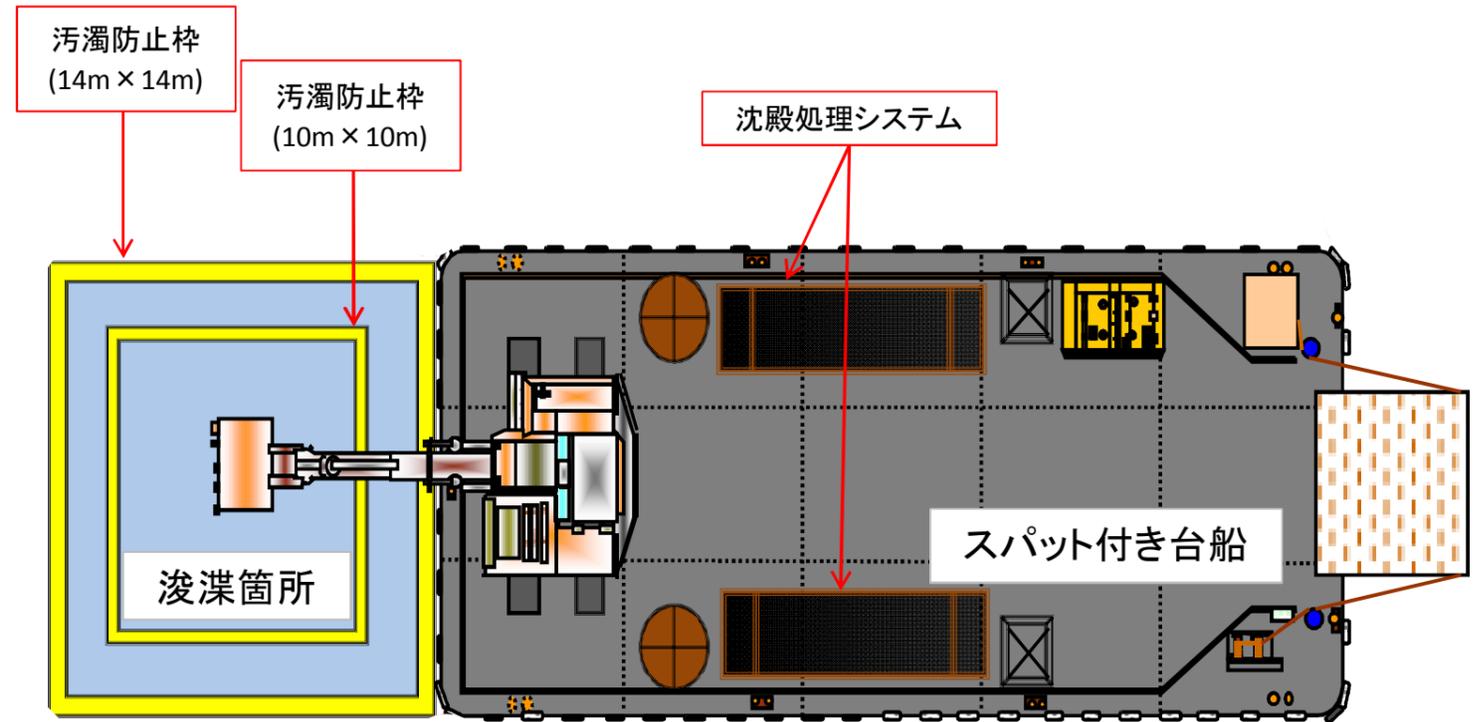
グラブ船団構成



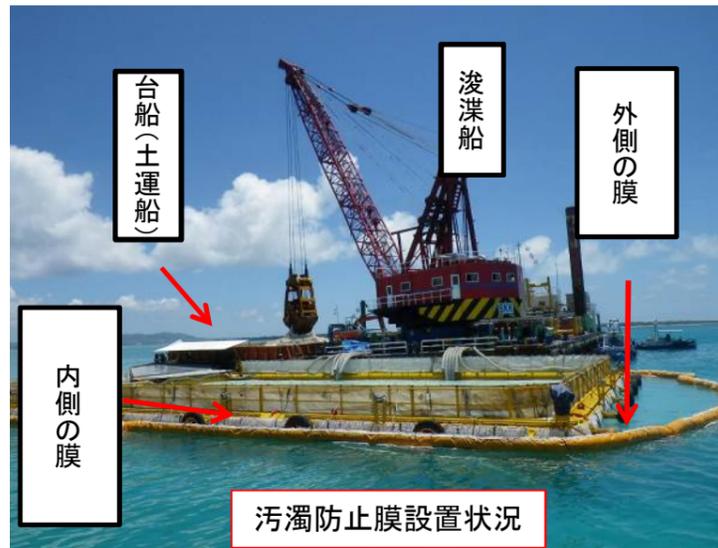
②平成26年度のバックホウ浚渫(105箇所)



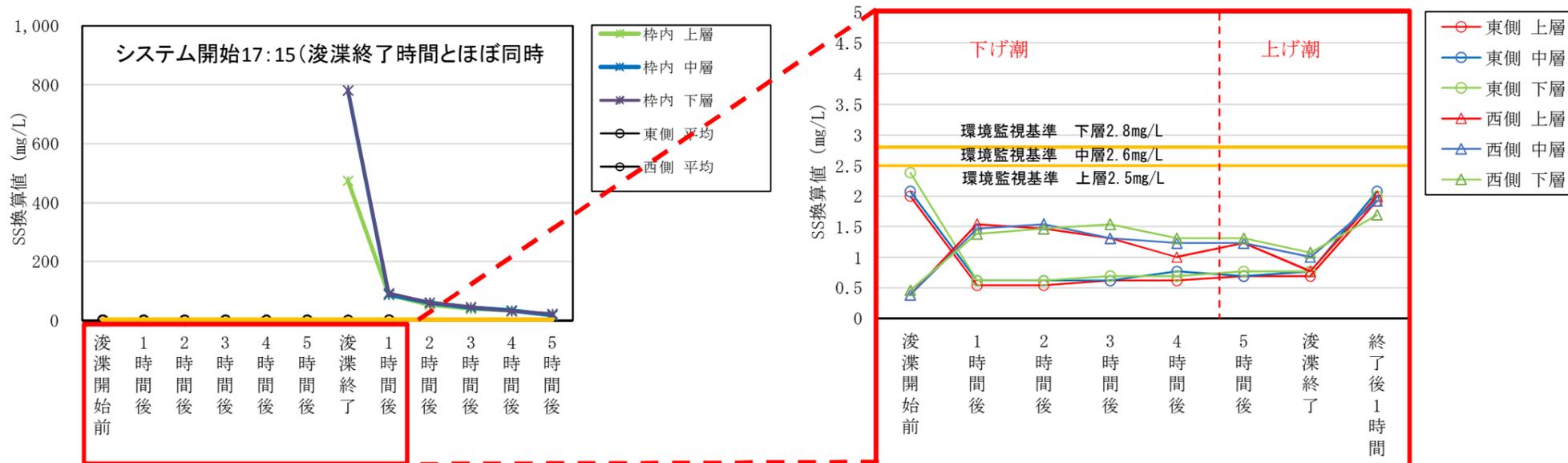
船団構成(バックホウ)



2. 汚濁防止状況



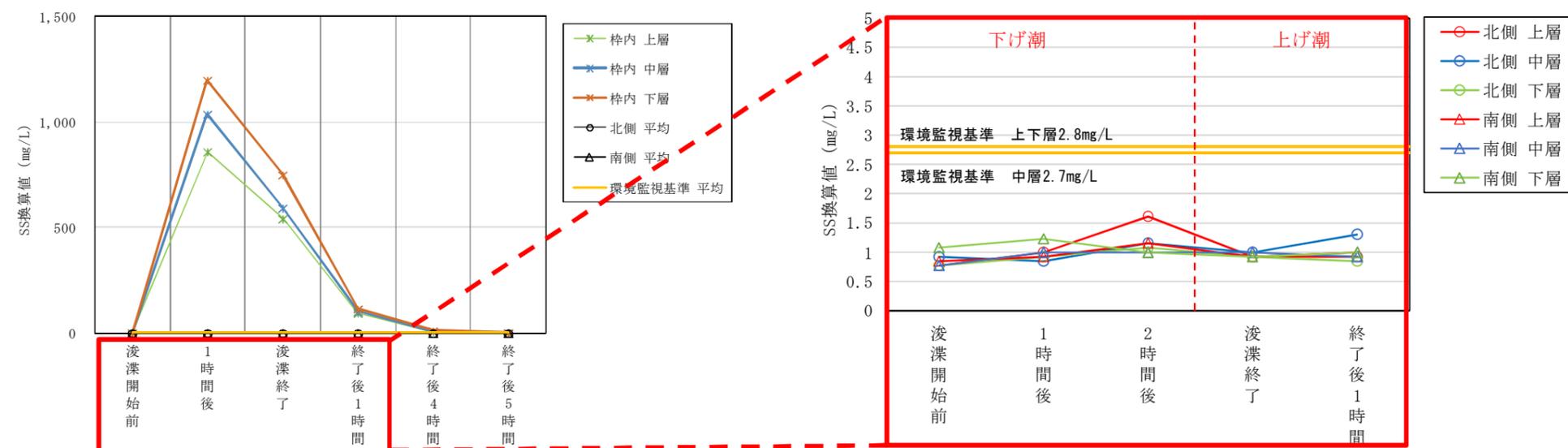
グラブ浚渫施工時における平均的な濁度分布(7月2日の例) 浚渫時間 11:55~17:20



グラブ浚渫による施工



バックホウ施工時における平均的な濁度分布(6月9日の例) 浚渫時間 8:50~10:40

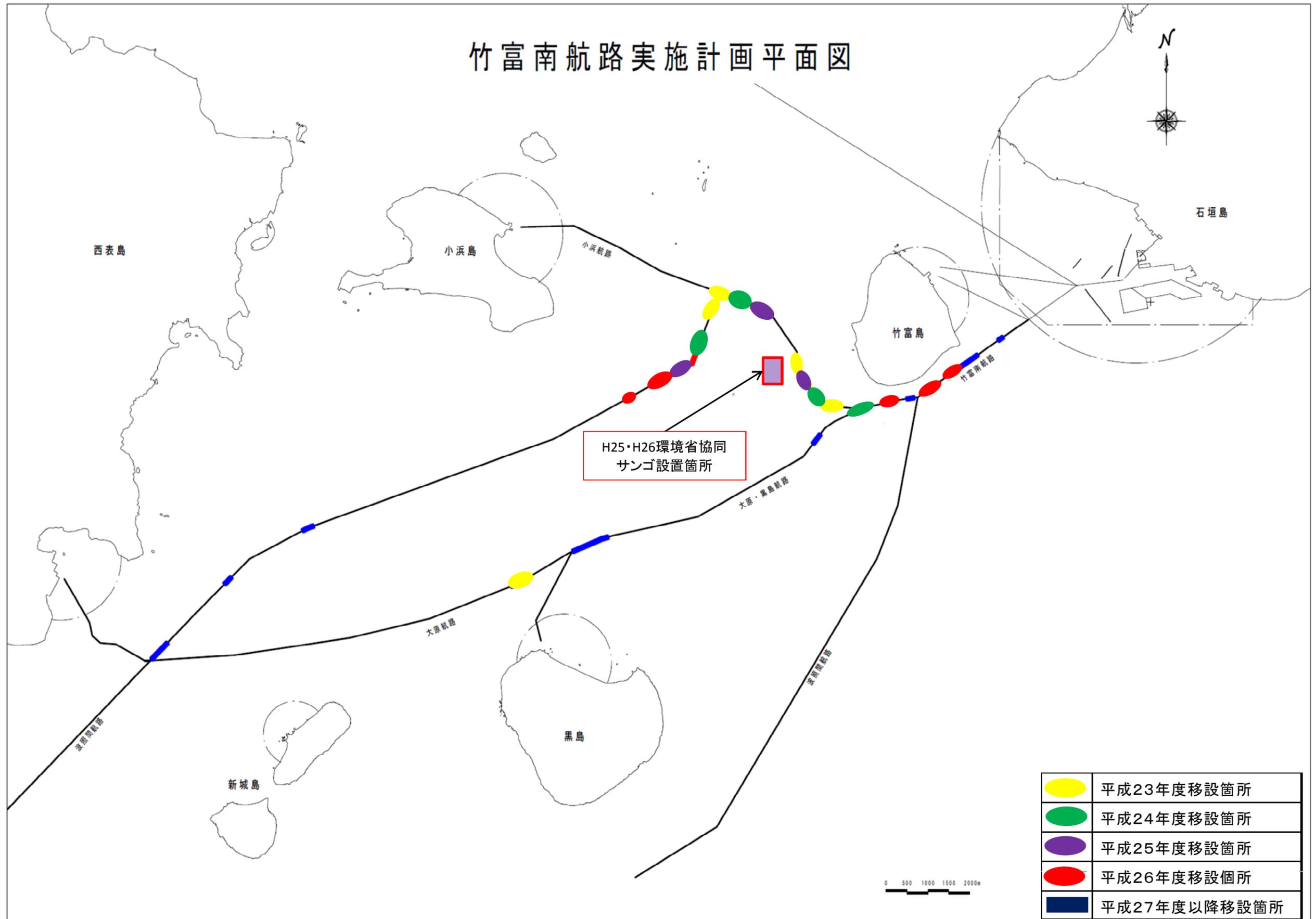


バックホウによる施工



Ⅱ. 工事区域のサンゴについて

1. 移設サンゴの概要



2. 移設サンゴの量

平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
群体サンゴ	群集サンゴ	群体サンゴ	群集サンゴ	群体サンゴ	群集サンゴ	群体サンゴ	群集サンゴ
1,460群体	750m ²	3,260群体	1,060m ²	3,000群体	1,200m ²	3,000群体	500m ²

群体サンゴの設置例



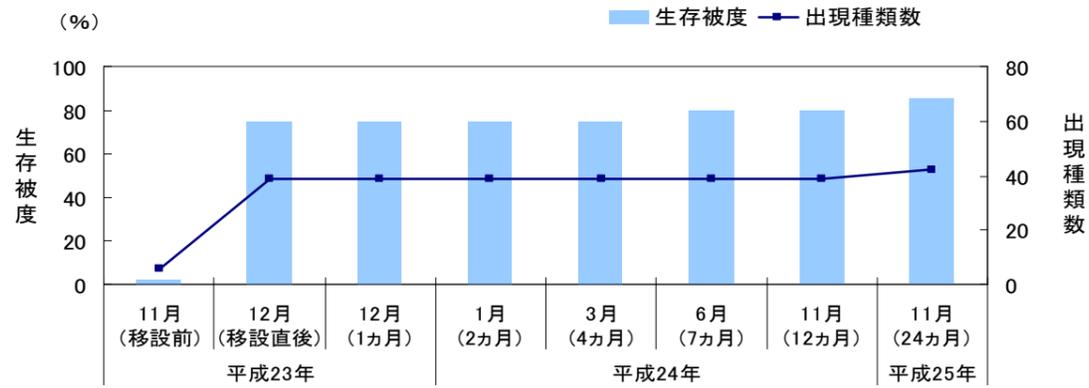
群集サンゴの設置例



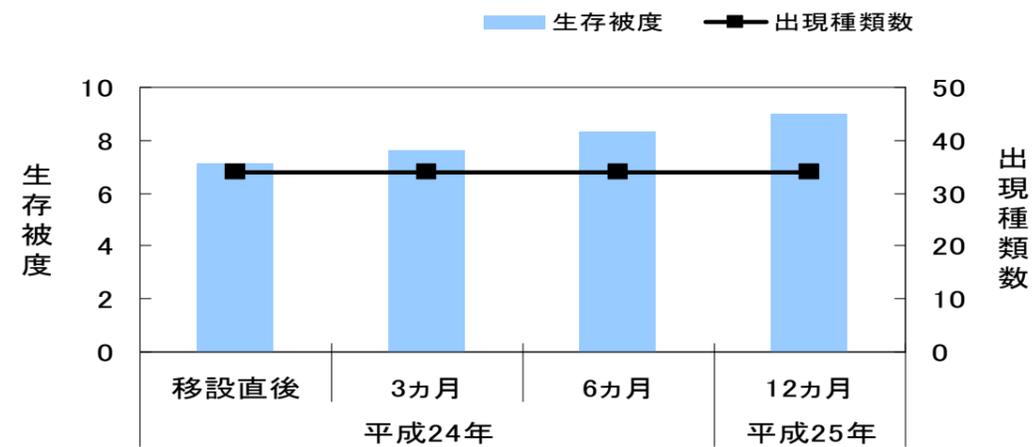
3. 移設サンゴのモニタリング

●各年度ごとに1箇所を例示する。

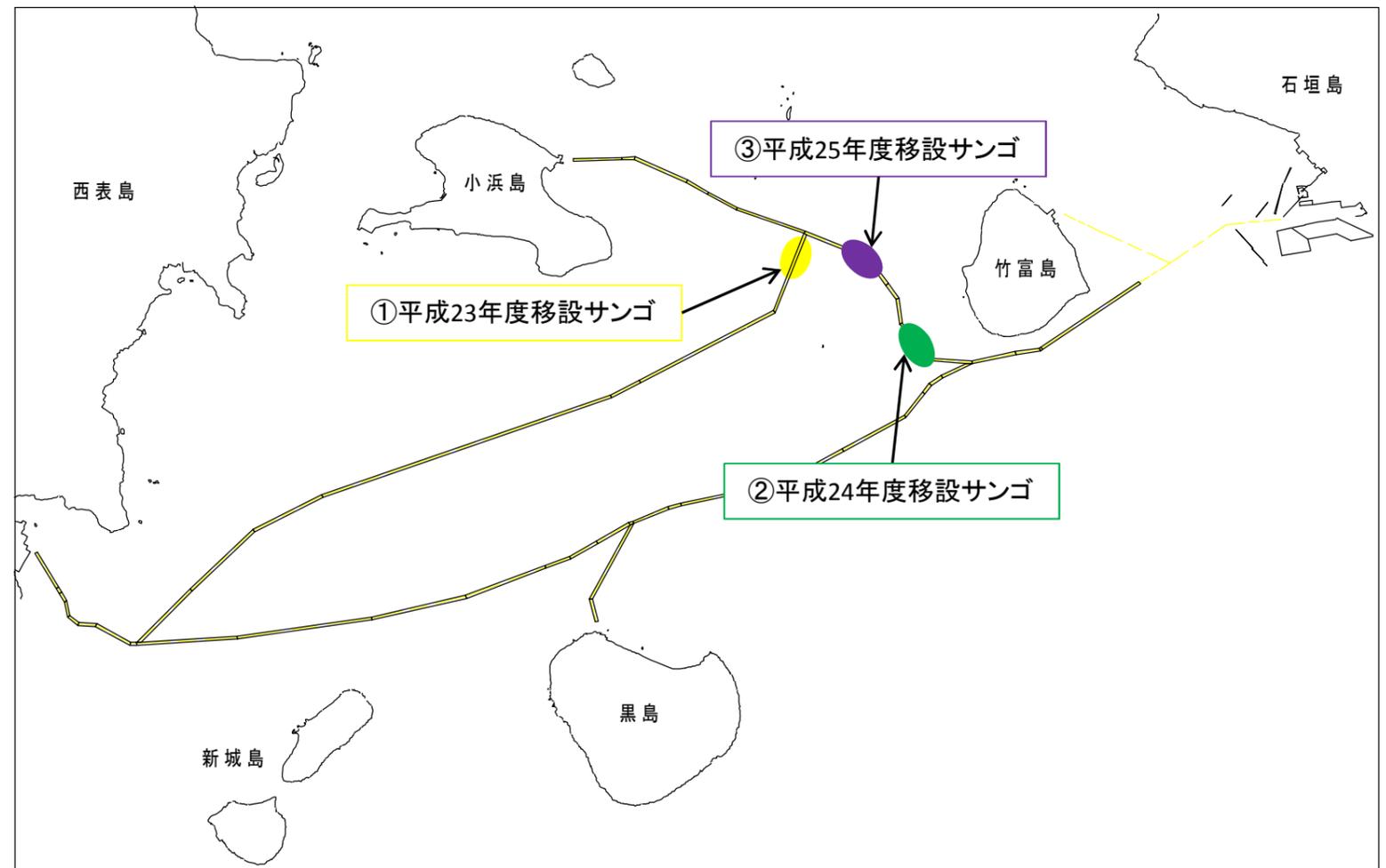
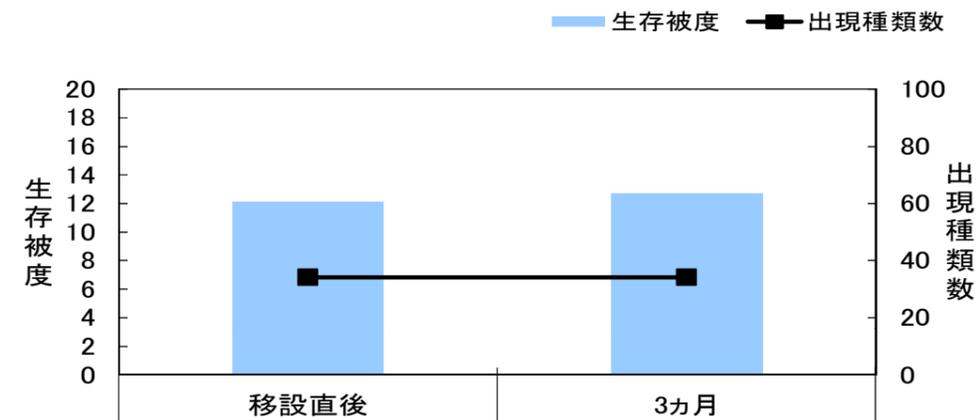
①平成23年度移設サンゴ(右図の黄色の丸塗り)



②平成24年度移設サンゴ(右図の緑色の丸塗り)



③平成25年度移設サンゴ(右図の紫色の丸塗り)



石西礁湖自然再生協議会 規約

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第10条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。
- 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金等)

第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第1条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

石西礁湖自然再生協議会 運営細則

第１章 部会

(設置)

第１条 協議会に次の部会を設置する。

(１) 生活・利用に関する検討部会

(検討事項)

第２条 部会では、次の事項を協議する。

(１) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項等。

(部会事務局)

第３条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

第４条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

(１) 部会の会議の運営

(２) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(３) その他部会が付記する事項

第２章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

第５条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

２ 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

３ 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第６条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第３章 補足

(細則改正)

第７条 この細則は、規約第６条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。

一体制の強化(H23第15回協議会承認版)

＜石西礁湖自然再生協議会(年二回開催・WGの報告主体としたイベント)＞

協議会委員：自然再生事業実施者、地域住民・NPO・専門家等、関係行政機関

＜協議事項＞

①自然再生全体構想の作成、②自然再生事業実施計画の協議、③自然再生事業実施に関する連絡調整など

《生活・利用に関する部会》

・地域住民の生活に必要な活動との両立を検討する場

WG(部会準備会)の立ち上げ

【陸域対策WG】

- ・赤土等流出防止対策
- ・排水等対策

【海域対策WG】

- ・オニヒトデ対策
- ・水産資源管理
- ・海域の適正利用

【普及啓発WG】

- ・普及啓発項目の検討
- ・広報啓発システムづくり

【学術調査WG】

- ・サンゴ礁の現状把握
- ・科学的知見に基づく対策検討

＜協議事項＞

自然再生活動の実施に関するテーマ別連絡調整など

※適宜WG間で情報共有・意見交換会を実施(地域委員会の発展型→**地域主導で運営**)

海域利用全般のルールについて

— 本検討部会における海域利用ルールに関するまとめ —

	短期的	中長期的
①水産資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理の徹底。(漁業資源の利用制限、期間、区域、サイズ限定等の設定) ・ 漁協が行っている資源管理への取り組み(禁漁期、サイズ制限)への協力。 ・ 海人からの意見聴取。 ・ 早期のルール設定と遵守。 ・ 観光協会及び一般の利用者への広報・啓発と協力要請。 ・ 遊漁利用者への漁具、エサ、漁法等の取り決め。 ・ 遊漁船の登録。 ・ 遊漁のキャッチアンドリリースの徹底。(自家消費分のみ止める) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の規制。 ・ 保護水面の拡大。(海中公園の拡大) ・ 遊漁者(特にマイボート所有者)の組織化。 ・ 遊漁船業者から客への説明。
②ダイビング利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域利用の協議。 ・ 利用制限・利用ルールの設定。 ・ 試しに何カ所かアンカーを設置。 ・ ダイビング業者の連絡体制・整備。 ・ 漁業者・船会社を加えた話し合い・ルール作り。 ・ 観光協会・漁協・ダイバー等について利用者への指導。 ・ ダイバーへの環境保全教育の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者との協定締結。 ・ アンカーブイの設置と管理手法及びダイビングポイントの周知徹底 ・ 利用業者の組織化。 ・ 利用海域の設定。(漁協との協定必要) ・ 入域人員の制限。 ・ 保全すべき所は保全する意味で国立公園(海域)に編入し保護水面に指定。 ・ ダイビングポイント及びエリアに入域する日当たりの利用者の制限。 ・ 環境容量内の利用。(オーバーユースしない) ・ 業者数の制限。 ・ ポイント毎に利用禁止期間の設定。
③観光	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光のルール策定。 ・ 各宿泊、ホテル等に海に入る前のルールを指導、レクチャーしてもらう。 ・ 観光ガイド者によるマナー向上についての勉強会。(事前周知) ・ 自然環境の保全・保護の立場から地域社会において環境教育を積極的に促進する。 ・ 年に数回、観光業者が環境について学べる機会をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入域規制=キャパシティを守る必要がある。 ・ 各ポイントによっての一日の利用者数の制限。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上交通のルートをしっかり決め、それ以外での航行はさせない。(満潮でも近道は認めない)。 	

竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議で検討した

「海域利用に関する相互協カルール」

- 航行自肅ルートに関するお願い(参照: 図1)
- 追い越し自肅に関するお願い(参照: 図2)
- 第2基準航路の航行に関するお願い(参照: 図3)

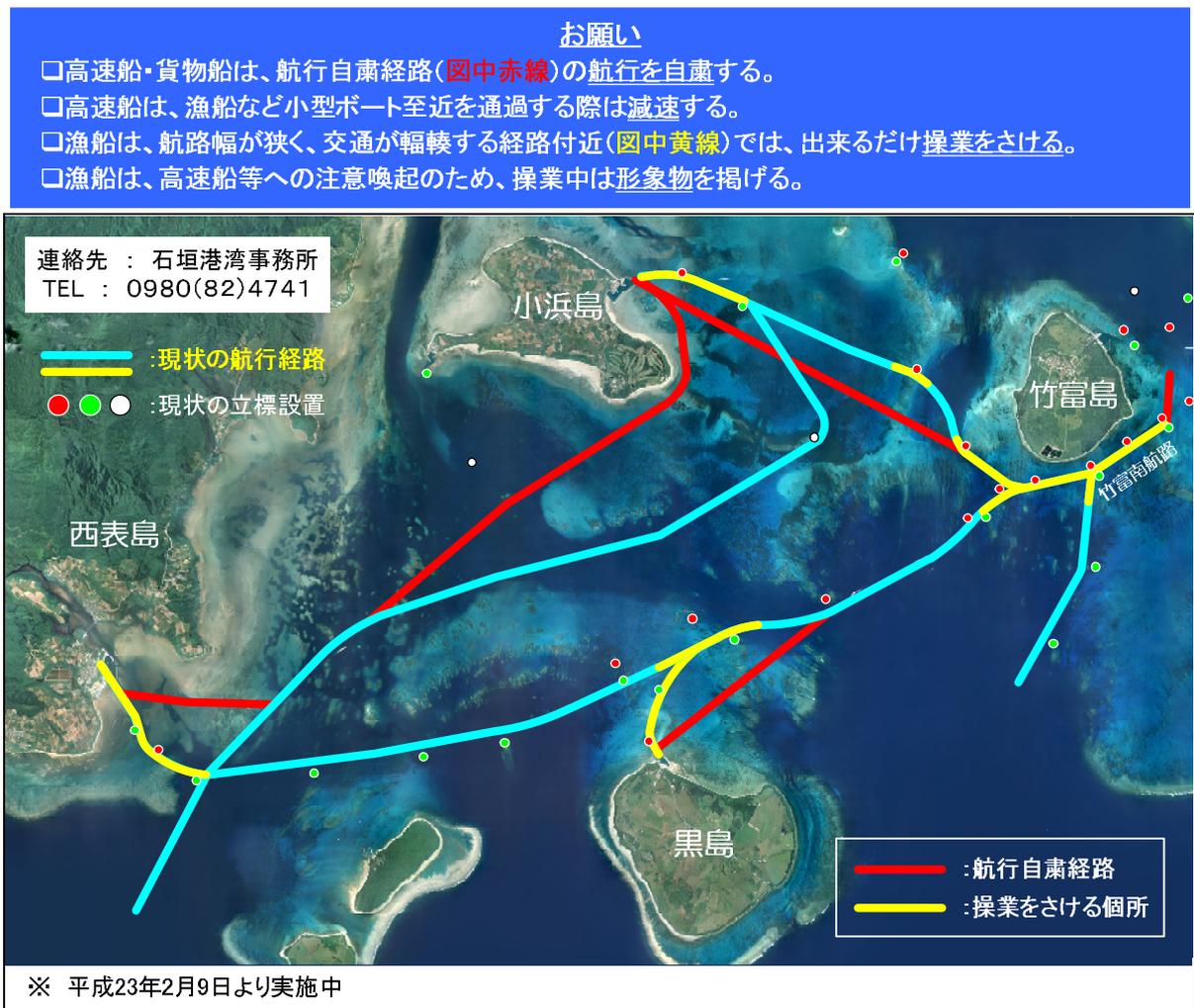


図1 航行自肅ルートに関するお願い

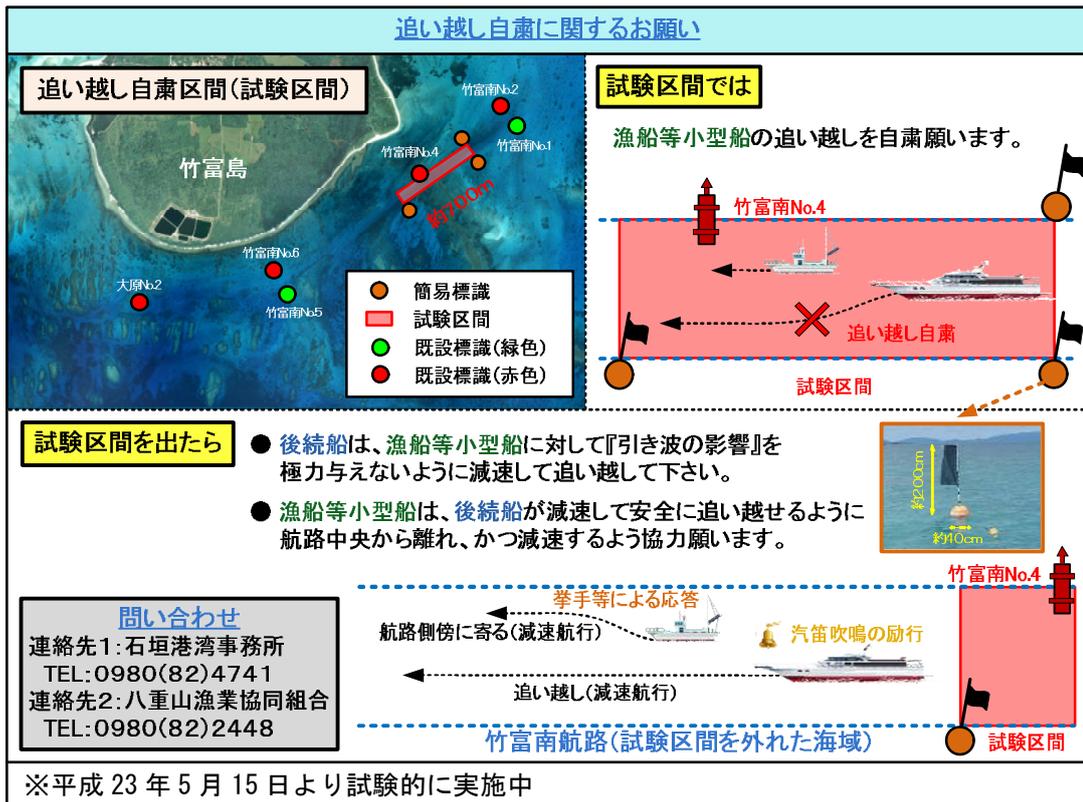


図2 追い越し自粛に関するお願い

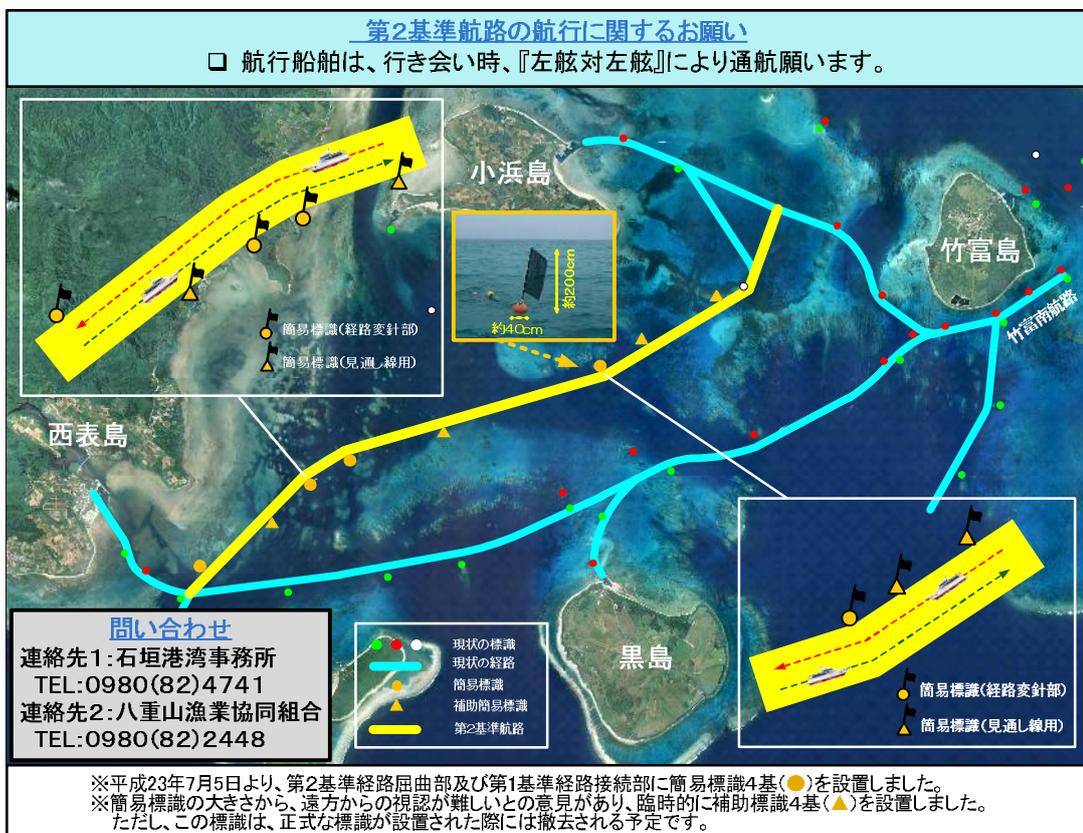


図3 第2基準航路の航行に関するお願い